平成２４年（フ）第１２９９９号
埼玉県越谷市大字袋山95―１　志村方
債務者　柴　　哲朗
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０００号
東京都北区豊島３丁目12―14―302
債務者　小島　　実
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３００１号
東京都世田谷区桜丘４丁目24―35―202
債務者　鈴木　　孝
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３００５号
千葉県流山市松ケ丘５丁目700―１―Ｂ―102
債務者　坂本　光範
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３００６号
東京都練馬区南大泉５丁目34―10―202
債務者　黒川貴美枝
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３００７号
東京都杉並区上井草３丁目38―22―104
債務者　田尻　喜孝
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３００８号
東京都杉並区上井草２丁目31―８　グリーンヒル浅賀Ａ２―２
債務者　関谷　恵美
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０１１号
東京都江東区東砂７丁目２―17―201
債務者　竹迫　泰軌
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０１２号
東京都江戸川区東小松川２丁目33―26―201
債務者　菅谷冨士夫
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０１３号
千葉県船橋市湊町３丁目21―11
債務者　菱木由美子（旧姓江本）
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０１４号
東京都江戸川区中央１丁目28―１―105
債務者　田中　久惠
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０２０号
神奈川県横浜市西区境之谷67―12―201
債務者　鈴木　俊一
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２４年（フ）第３２号
愛媛県宇和島市白浜新28番地３
破産者　溝辺　　高
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第５１５号
埼玉県川越市稲荷町３番地３　メゾンドスィーダ101号室
破産者　矢野　　孝
１　決定年月日　平成24年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３９号
千葉県浦安市弁天３丁目２番13―４号
破産者　前田　雅基
１　決定年月日　平成24年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７０４号
千葉県船橋市三山２丁目34番14号ピュアハウス三山201号
破産者　三浦　利恵
１　決定年月日　平成24年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７３１号
千葉県船橋市旭町３丁目22番６号
破産者　小原　　浩
１　決定年月日　平成24年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７４１号
千葉県八千代市大和田242番地72
破産者　沼井　貞夫
１　決定年月日　平成24年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係